

国土交通省告示第225号 第一項 第二号に基づく可燃物燃焼距離について

・室内に設置するストーブ等は、1秒間当たりの発熱量が18KW以下のものに限る。
NESTOR MARTIN H33 における最大出力は 10,320Kcal/h であり、これを1秒間当たりの発熱量に換算すると 11.19KW となる。

・第二号 イ に基づく可燃物燃焼距離計算

・ストーブ等可燃物燃焼水平距離

$Lsop=2.40\sqrt{Av}$ (開口部がガラス等の材料によって適切に覆われている場合)
 $Lssl=1.59\sqrt{Av}$

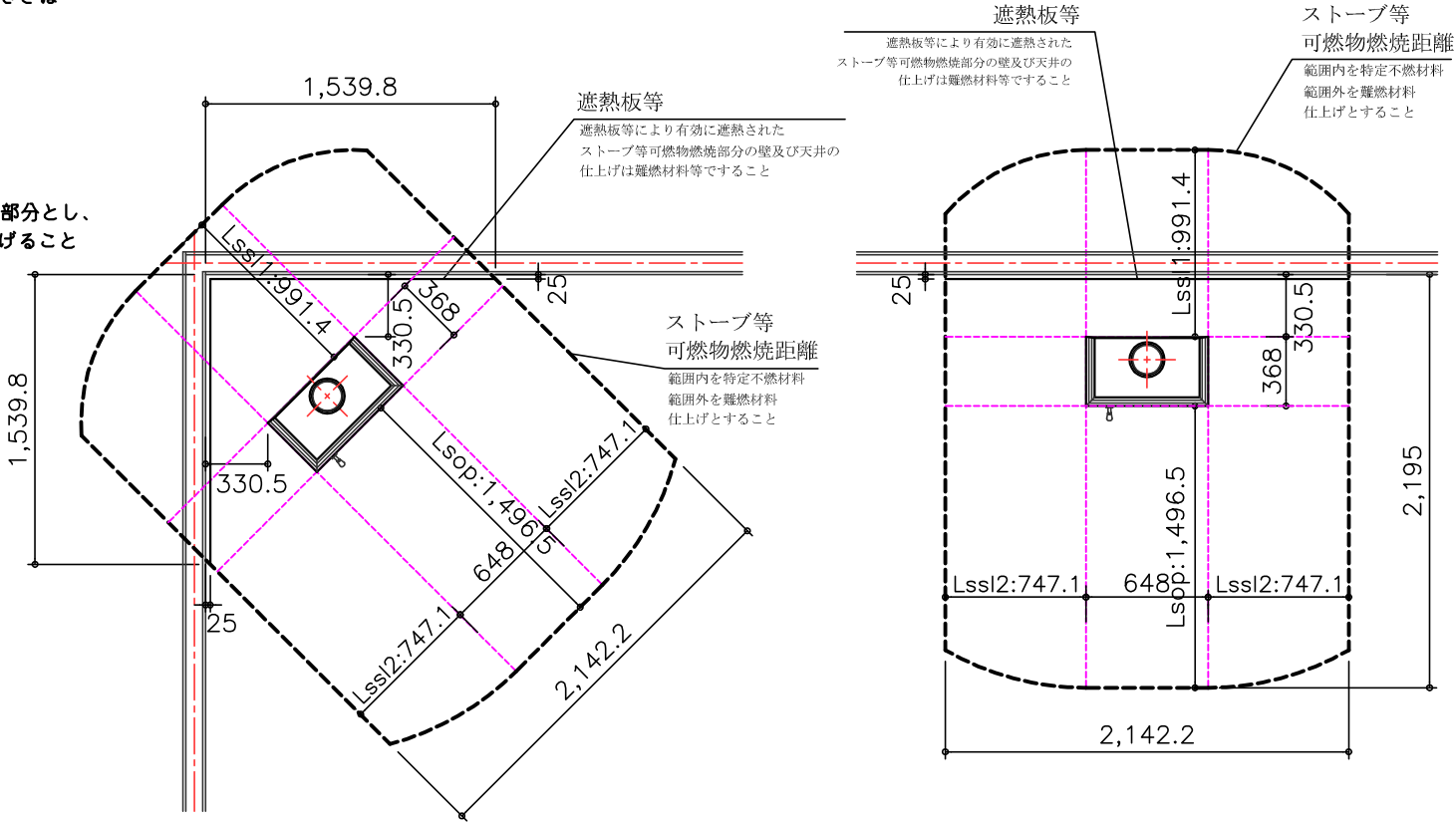
$Lsop$:ストーブ等開口部がある面からのストーブ等可燃物燃焼水平距離 (cm)
 $Lssl1$:ストーブ等開口部がある面以外で背面方向のストーブ等可燃物燃焼水平距離 (cm)
 $Lssl2$:ストーブ等開口部がある面以外で側面方向のストーブ等可燃物燃焼水平距離 (cm)
 $Av1$:ストーブ等の正面及び背面方向の鉛直投影面積 (cm²)
 $Av2$:ストーブ等の側面方向の鉛直投影面積 (cm²)

とすると、NESTOR MARTIN H33 の足を含まない本体部分の大きさは
縦60.0cm 横64.8cm 奥行36.8cm なので
 $Av1=64.8 \times 60.0 = 3888.00$ (cm²)
 $Av2=36.8 \times 60.0 = 2208.00$ (cm²)

これより
 $Lsop=2.40\sqrt{3888.00} = 149.65$ (cm)
 $Lssl1=1.59\sqrt{3888.00} = 99.14$ (cm)
 $Lssl2=1.59\sqrt{2208.00} = 74.71$ (cm)
 $Lsop$ 、 $Lssl1$ 、 $Lssl2$ 内部に含まれる範囲をストーブ等可燃物燃焼部分とし、ストーブ等可燃物燃焼部分内を特定不燃材、外部を難燃材料等で仕上げる

- 特定不燃材料
- 平成12年建設省告示第1400号(平成16年改正 国土交通省告示第1178号) 第一号から第八号、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する不燃材料
- ・コンクリート
 - ・れんが
 - ・陶磁器質タイル
 - ・繊維強化セメント板
 - ・厚さが3mm以上のガラス繊維混入セメント板
 - ・厚さが5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板
 - ・鉄鋼
 - ・金属板
 - ・モルタル
 - ・しっくい
 - ・石
 - ・厚さが12mm以上のせっこうボード (ボード用厚紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。)
 - ・ロックウール
 - ・グラスウール板

- ・第二号 ロ に基づく ストーブ等可燃物燃焼部分の壁の室内に面する部分を遮熱板等で火熱の影響を有効に遮断した場合の離隔距離
- (1)-(i) ストーブ等と遮熱板等との距離は 27.5cm 以上
ストーブ等可燃物燃焼部分の壁と遮熱板等との距離は 2.5cm 以上
- (2) ストーブ等とストーブ等可燃物燃焼部分の壁の室内に面する部分との距離は ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/3以上とする
ただし、ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/3が30cm未満の場合は、30cm以上とする
- 上記より、NESTOR MARTIN H33 の場合
背面方向: $Lssl1 \times 1/3 = 99.14/3 = 33.05$ (cm)
側面方向: $Lssl2 \times 1/3 = 74.71/3 = 24.90$ (cm)
* 30cm未満であるため、30cm以上とする



方向	面積		ストーブ等可燃物燃焼距離		遮熱板設置時 最小距離 mm
	記号	cm ²	材質	記号	mm
正面	Av1	3888.00	ガラス	Lsop	1496.5
背面	Av1	3888.00	鋳物	Lssl1	991.4
側面	Av2	2208.00	鋳物	Lssl2	747.1
上面	Ah	2384.64	鋳物	Hs	1046.5



株式会社 京阪エンジニアリング
〒601-8184 京都市南区上鳥羽南村山町29-1
Tel (075) 682-7177 Fax (075) 682-7180

工事名	薪ストーブ工事	縮尺	1/40	編者		2023年7月28日
図面名	H33 国土交通省225号に基づく ストーブ等可燃物燃焼距離概念図	図番		製図	舟木	1/2